

市町村における発達障がい児者支援の取組状況 概要

第1 早期発見から早期発達支援へ

◆幼稚園教諭・保育士等研修

市町村独自実施による研修形態がもっとも多い(H29 年度 36 市町村)。

◆幼稚園・保育所・認定こども園に対する巡回相談

すべての市町村で巡回相談が実施されている。発達障がいに特化した巡回相談を行っている市町村もある(平成 29 年度 8 市町村)。

第3 発達支援体制の取組

◆児童発達支援センターや事業所の確保、もしくは府の療育拠点を活用するなど、何らかの形でほとんどの市町村が専門個別療育の機会を確保している。

集団療育を含めると、全ての市町村が発達障がい児に対する療育の支援を実施している。

第4 学齢期の支援の取組

◆巡回相談について、小中学校とも、障がい全体を対象としたものが多く、次いで支援学校の巡回相談を活用しているものが多い。発達障がいに特化した形での実施もあり、ほとんどの市町村でいずれかの形での巡回相談を実施している(平成 29 年度 小学校 43 市町村、中学校 41 市町村)。

第6 家族に対する支援

◆ペアレント・メンター事業の実施

平成 29 年度は大幅にペアレント・メンターの派遣数が増えており、17 件実施予定となっている(H29.9 末時点)

◆ペアレント・トレーニングの実施

ペアレント・トレーニング推進事業開始後、ペアトレ実施市町村数が大きく増えている(平成 26 年度取組実績:4 市町村、平成 28 年度取組実績:20 市町村)。

第8 支援の引継のための取組

◆引継のサポートファイルの作成

24 市町村が作成している(平成 28 年度取組実績)。作成予定である市町村も複数あり。